

令和6年第一回東京都議会定例会

提出予定案件（環境・建設委員会）事前説明資料

[建設局関係] 2/14説明

1 予算案（2件） 《(1)は3/19質疑、(2)は3/1質疑》 頁

- (1) 令和6年度東京都一般会計当初予算（建設局所管分） ※別途説明
- (2) 令和5年度東京都一般会計補正予算（建設局所管分） ※別途説明

2 条例案（4件） 《3/19質疑》

- (1) 東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 東京都立公園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 東京都霊園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

3 契約案（2件） 《3/1質疑》

- (1) 平久川護岸耐震補強工事(その6)及び 仙台堀川護岸耐震補強工事(その9)・・・・ 13
- (2) 呑川新橋下部工事(5二―放 17 呑川)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

4 事件案（3件） 《(1)、(3)は3/19質疑、(2)は3/1質疑》

- (1) 令和6年度の連続立体交差事業の実施に伴う費用の関係特別区・市の負担について・・ 23
- (2) 令和5年度の連続立体交差事業の実施に伴う費用の関係特別区・市の負担の変更について・・ 23
- (3) 首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について・・・・・・・・ 25

提出予定案件 11件

5 報告事項（1件） 《3/19質疑》

- (1) 「パークマネジメントマスタープラン」の改定について ※別途説明

6 請願・陳情案件（4件） 《2/14審査》

- (1) 葛西臨海水族園（仮称）整備等事業に関する請願・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (2) 葛西臨海公園の樹木の保全に関する陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (3) 西武新宿線（野方駅から井荻駅付近）の連続立体交差事業に関する陳情・・・・・・・・ 37
- (4) 東京都市計画河川第8号善福寺川の手続における住民への周知と対応に関する陳情・・ 39

合計 16件

東京都道路占用料等徴収条例の一部改正について

1 改正の目的

令和6年度予算編成方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、道路占用料額の単価を改定する（前回改定：令和2年4月1日施行）。

2 改正の概要

条例別表（第2条関係）に定める占用料額の単価を、令和5年度固定資産税評価額に基づき、適正な額に改める。

基本的な算定式

$$\text{条例単価} = \text{道路価格}^{\ast 1} \times \text{使用料率} \times \text{占用面積}^{\ast 2} \times \text{修正率}$$

※1 令和5年度固定資産税評価額を基に、地目ごと（商業地、平均地）、所在地ごと（区・市・町村）に算出

※2 物件ごとの標準的な面積

平均改定倍率と改定単価の代表例

全物件の改定倍率の平均は1.10倍

（うち義務占用物件は1.04倍、一般占用物件は1.16倍）

○第二種電話柱（区）1本1年 現行5,250円 → 改定5,400円

※ 単価決定方法 (単位：円)

現行単価	積算額	現行×1.5	国道占用料相当
5,250	13,289	7,875	5,400
増減	8,039	2,625	150
改定倍率	2.53	1.50	1.03

(激変緩和) 最も低い額を上限とし、採用する。

○看板（区二級地）1㎡1年 現行19,900円 → 改定23,000円

※ 単価決定方法 (単位：円)

現行単価	積算額	現行×1.5	国道占用料相当
19,900	23,048	29,850	60,000
増減	3,148	9,950	40,100
改定倍率	1.16	1.50	3.02

(激変緩和) 最も低い額を上限とし、採用する。

3 令和6年度道路占用料歳入予算見込み

道路占用料歳入予算（案） 14,552,310千円

うち単価改定による影響額（減免措置分含む） +913,033千円

東京都道路占用料等徴収条例別表 改定単価一覧（案）

（2024.01.26時点）

（単位：円、倍）

占用物件		単位	所在地	現行単価	改定単価	改定倍率	
法 第 三 十 二 条 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 工 作 物	第一種電柱	1本 1年	特別区	4,400	4,400	1.00	
			市	1,490	1,620	1.09	
			町村	280	280	1.00	
	第二種電柱		特別区	6,800	6,800	1.00	
			市	2,280	2,480	1.09	
			町村	440	440	1.00	
	第三種電柱		特別区	9,400	9,400	1.00	
			市	3,080	3,350	1.09	
			町村	590	590	1.00	
	第一種電話柱		特別区	3,250	3,400	1.05	
			市	1,320	1,440	1.09	
			町村	250	250	1.00	
	第二種電話柱		特別区	5,250	5,400	1.03	
			市	2,140	2,310	1.08	
			町村	410	410	1.00	
	第三種電話柱		特別区	7,240	7,400	1.02	
			市	2,910	3,180	1.09	
			町村	560	560	1.00	
	その他の柱類		特別区	300	340	1.13	
			市	130	140	1.08	
			町村	25	25	1.00	
	共架電線その他上空に設ける線類		1m	特別区	40	40	1.00
				市	13	14	1.08
				町村	2	2	1.00
	地下電線その他地下に設ける線類		1年	特別区	20	20	1.00
				市	8	8	1.00
				町村	1	1	1.00
	路上に設ける変圧器		1個 1年	特別区	3,000	3,200	1.07
市		1,300		1,410	1.08		
町村		250		250	1.00		
地下に設ける変圧器	1㎡ 1年	特別区	2,000	2,000	1.00		
		市	790	860	1.09		
		町村	150	150	1.00		
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個 1年	特別区	6,200	6,800	1.10		
		市	2,610	2,890	1.11		
		町村	510	510	1.00		
広告塔	表示面積 1㎡ 1年	特別区	1級地	38,000	57,000	1.50	
			2級地	19,900	23,000	1.16	
		市	町村	8,800	11,500	1.31	
			町村	2,210	2,020	0.91	
その他のもの	1㎡ 1年	特別区	6,200	6,800	1.10		
		市	2,650	2,890	1.09		
		町村	510	510	1.00		

東京都道路占用料等徴収条例別表 改定単価一覧（案）

（2024.01.26時点）

（単位：円、倍）

占用物件		単位	所在地	現行単価	改定単価	改定倍率
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	1 m 1 年	特別区	140	140	1.00
			市	55	60	1.09
			町村	10	10	1.00
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		特別区	200	200	1.00
			市	79	86	1.09
			町村	15	15	1.00
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		特別区	300	300	1.00
			市	120	130	1.08
			町村	23	23	1.00
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		特別区	400	400	1.00
			市	150	170	1.13
			町村	30	31	1.03
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		特別区	610	610	1.00
			市	230	260	1.13
			町村	46	46	1.00
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		特別区	820	820	1.00
			市	310	340	1.10
			町村	61	62	1.02
外径が0.4m以上0.7m未満のもの	特別区	1,400	1,420	1.01		
	市	550	600	1.09		
	町村	100	100	1.00		
外径が0.7m以上1m未満のもの	特別区	2,000	2,000	1.00		
	市	790	860	1.09		
	町村	150	150	1.00		
外径が1m以上のもの	特別区	4,000	4,000	1.00		
	市	1,590	1,730	1.09		
	町村	300	310	1.03		
法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	1 m ² 1 年	特別区	6,200	6,800	1.10	
		市	2,610	2,890	1.11	
		町村	510	510	1.00	
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	1 m ² 1 年	特別区	5,990	6,800	1.14	
		市	1,400	1,440	1.03	
		町村	250	250	1.00	

東京都道路占用料等徴収条例別表 改定単価一覧（案）

(2024.01.26時点)

(単位：円、倍)

占用物件			単位	所在地	現行単価	改定単価	改定倍率		
掲 げ 第 三 施 十 二 条 第 一 項 第 五 号 に	地下街及び 地下室	階数が1のもの	1㎡ 1年	\	A×0.004	A×0.004	\		
		階数が2のもの			A×0.006	A×0.006			
		階数が3以上のもの			A×0.008	A×0.008			
	上空に設ける通路			特別区	1級地	19,400	29,100	1.50	
					2級地	9,990	11,500	1.15	
					市	4,950	5,770	1.17	
					町村	1,100	1,010	0.92	
				特別区	1級地	14,400	18,000	1.25	
	2級地	5,990			6,910	1.15			
	市	2,970			3,460	1.16			
					町村	660	600	0.91	
				特別区	1級地	6,200	6,800	1.10	
	2級地	6,200			6,800	1.10			
	市	2,610			3,090	1.18			
		町村	760		760	1.00			
		特別区	1級地	380	570	1.50			
2級地	190		230	1.21					
市	88		110	1.25					
			町村	22	20	0.91			
		特別区	1級地	40,800	60,000	1.47			
2級地	19,900		23,000	1.16					
市	8,800		11,500	1.31					
			町村	2,210	2,020	0.91			
		特別区	1級地	38,000	57,000	1.50			
2級地	19,900		23,000	1.16					
市	8,800		11,500	1.31					
			町村	2,210	2,020	0.91			
		特別区	特別区	5,000	5,400	1.08			
市	2,140		2,310	1.08					
町村	410		410	1.00					
令 第 七 条 第 一 号 に 掲 げ る 物 件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積 1㎡ 1年	\	1級地	380	570	1.50	
					2級地	190	230	1.21	
					市	88	110	1.25	
					町村	22	20	0.91	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		1㎡ 又は 1本 1日	特別区	1級地	380	570	1.50
						2級地	190	230	1.21
						市	88	110	1.25
		その他のもの		1㎡ 又は 1本 1年	特別区	1級地	40,800	60,000	1.47
						2級地	19,900	23,000	1.16
						市	8,800	11,500	1.31
		町村	2,210	2,020	0.91				

東京都道路占用料等徴収条例別表 改定単価一覧（案）

(2024.01.26時点)

(単位：円、倍)

占用物件			単位	所在地	現行単価	改定単価	改定倍率		
(一)に令 続掲第 七号 七 る条 物第 件一 号	アーチ式工作 物	車道を横断するもの	1基 1年	特別 区	1級地	408,000	600,000	1.47	
					2級地	199,800	230,400	1.15	
				市		88,000	115,400	1.31	
				町村		22,100	20,200	0.91	
				その他のもの	特別 区	1級地	206,400	300,000	1.45
		2級地	99,900			115,200	1.15		
		市			44,000	57,700	1.31		
		町村		11,000	10,100	0.92			
		令第七条第二号に掲げる工作物			1㎡ 1年	特別区	5,600	6,800	1.21
		令第七条第三号に掲げる施設			1㎡1年	市	2,610	2,890	1.11
令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号 に掲げる工事用材料の置場			1㎡ 1年	町村	510	510	1.00		
令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号 に掲げる工事用材料の置場			1㎡ 1年	特別 区	1級地	38,000	57,000	1.50	
令第七条第五号に掲げる工事用施設及び同条第六号 に掲げる工事用材料の置場					2級地	19,900	23,000	1.16	
令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号 に掲げる仮設収容施設				市		8,800	11,500	1.31	
令第七条第七号に掲げる仮設建築物及び同条第八号 に掲げる仮設収容施設				町村		2,210	2,020	0.91	
令第七条第八号及び第十三号に掲げる施設			1㎡ 1年	特別区		7,440	7,440	1.00	
令第七条第九号に掲げる施設並びに同条第十号 に掲げる施設及び自動車駐車場				市		2,650	2,890	1.09	
令第七条第十号に掲げる施設及び同条第十一号 に掲げる施設				町村		510	510	1.00	
令第七条第十一号に掲げる施設				特別区		A×0.006	A×0.006	/	
令第七条第八号及び第十三号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	階数が1のもの	1㎡ 1年	特別区		A×0.006	A×0.006	/	
		階数が2のもの		市		A×0.008	A×0.008	/	
		階数が3のもの		町村		A×0.011	A×0.011	/	
		階数が4以上のもの		特別区		A×0.012	A×0.012	/	
その他のもの			市		A×0.024	A×0.024	/		
令第七条第九号に掲げる施設並びに同条第十号 に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	1㎡ 1年	特別区		A×0.006	A×0.006	/	
		階数が2のもの		市		A×0.008	A×0.008	/	
		階数が3のもの		町村		A×0.011	A×0.011	/	
		階数が4以上のもの		特別区		A×0.012	A×0.012	/	
その他のもの			市		A×0.006	A×0.006	/		
令第七条第十二号に掲げる器具			1㎡1年	特別区		A×0.024	A×0.024	/	

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部改正について

1 改正の目的

令和6年度予算編成方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、河川流水占用料等の額を改定する（前回改定：令和4年4月1日施行）。

2 改正の概要

(1) 土地占用料の改定

条例別表（第3条関係）に定める土地占用料の単価を、令和5年度固定資産税評価額に基づき、適正な額に改める。

算定式

$$\text{条例単価（原価算定額）} = \text{固定資産税評価額}^{\ast} \times \text{使用料率} \times \text{調整率}$$

※ 級地別に、固定資産税評価額を平均した額。

単価の決定方法

原価算定額が現行条例額を上回っているものは、改定率1.5倍を限度に増額、現行条例額を下回っているものは、減額改定とする。

(2) 生活関連減価（第1種）の見直し

河川敷地の隣接地への出入り口として機能を持つ個人橋等の都民生活等に直結する占用料については、その必需性に鑑み、一定の減価が必要であり、通路上の土地は、利用形態が限定されることから、土地の評価では利用形態等を総合的に考慮し減価を行っており、今回、個人橋等の占用物件の利用実態に鑑み、生活関連減価を見直した。

(3) 流水占用料・土石採取料・河川産出物採取料の改定

条例別表（第3条関係）に定める①流水占用料（工業用その他）②土石採取料及び③河川産出物採取料は、東京都区部消費者物価指数の変動に応じて改定する。

なお、前回改定時と比較して物価指数が変動している種別のうち、10円以上現行料額との差があるものを改定する。

3 令和6年度河川流水占用料等歳入予算見込み

河川流水占用料等歳入予算（案）	3,645,500千円
うち単価改定による影響額（減免措置分含む）	+432,191千円

流水占用料等改定一覧表(案)

令和6年4月 施行予定

1 土地占用料

1 m²の年額 (第5種、第6種は1000m²の年額)

占用種別	河川区域の別	1 m ² の年額 (第5種、第6種は1000m ² の年額)					
		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	
		千代田、中央、港、新宿、渋谷の5区	文京、台東、品川、目黒、豊島の5区	墨田、江東、大田、世田谷、中野、杉並、北、荒川、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川の13区	市	町村	
第一種	栈橋・専用橋	現行額	16,139	4,592	2,548	787	240
		改定額	16,487	4,711	2,485	704	205
		改定率	2.16%	2.59%	▲ 2.47%	▲ 10.55%	▲ 14.58%
第二種	軌道・埋設物	現行額	6,917	1,968	1,092	337	103
		改定額	8,243	2,355	1,242	352	102
		改定率	19.17%	19.66%	13.74%	4.45%	▲ 0.97%
第三種	仮設小屋・工所用建物	現行額	23,056	6,560	3,641	1,125	343
		改定額	27,478	7,851	4,143	1,174	343
		改定率	19.18%	19.68%	13.79%	4.36%	0.00%
第四種	橋りょう、添架物	現行額	23,056	6,560	3,641	1,125	343
		改定額	27,478	7,851	4,143	1,174	343
		改定率	19.18%	19.68%	13.79%	4.36%	0.00%
第五種	運動場・ゴルフ場	現行額	922,272	262,411	145,656	45,022	13,747
		改定額	1,099,141	314,075	165,721	46,993	13,731
		改定率	19.18%	19.69%	13.78%	4.38%	▲ 0.12%
第六種	農耕地・牧草地	現行額	-	-	-	4,850	4,850
		改定額	-	-	-	4,600	4,600
		改定率				▲ 5.15%	▲ 5.15%
第七種	電柱・鉄塔	現行額	23,056	6,560	3,641	1,125	343
		改定額	27,478	7,851	4,143	1,174	343
		改定率	19.18%	19.68%	13.79%	4.36%	0.00%
第八種	電線・架空線	現行額	11,528	3,280	1,820	562	171
		改定額	13,739	3,925	2,071	587	171
		改定率	19.18%	19.66%	13.79%	4.45%	0.00%
第九種	飲食店・売店	現行額	34,585	9,840	5,462	1,688	515
		改定額	41,217	11,777	6,214	1,762	514
		改定率	19.18%	19.68%	13.77%	4.38%	▲ 0.19%
第十種	その他(競艇場等)	現行額	23,056	6,560	3,641	1,125	343
		改定額	27,478	7,851	4,143	1,174	343
		改定率	19.18%	19.68%	13.79%	4.36%	0.00%

2 流水占用料

(円/リットル毎秒・年)

(1) (2)以外の発電所	国土交通省告示どおり	→	改定なし	国土交通省告示の変更がないため
(2) 揚水式発電所		→	改定なし	
(3) 工業用その他	6,338	→	6,477	改定率 2.19%

3 土石採取料

(円/m³)

(1) 砂利	295	→	改定なし	試算額と現行額との差が10円未満であるため
(2) 砂	295	→	改定なし	
(3) 玉石	427	→	444	改定率 3.98%
(4) 泥土	165	→	改定なし	試算額と現行額との差が10円未満であるため

4 河川産出物採取料

(円/100m³)

(1) 雑草 ささ じゅん菜	8	→	改定なし	試算額と現行額との差が10円未満であるため
(2) あし かや	651	→	677	改定率 3.99%
(3) 埋もれ木 竹木	その都度の評価による額			

東京都立公園条例の一部改正について

1 改正の目的

条例に定める有料施設の使用料について、府中の森公園のサッカー場の改修工事において新たに観客席を整備したことから、当該施設使用料を設定する。

2 改正の概要

当該施設の使用料について、施設の減価償却費等から料額を設定する。

○有料施設の使用料

観客席 1,300円/1回(1時間以内)

3 施行予定日

令和6年4月1日

【東京都立公園条例 改正の内容】

別表第六(第十九条関係)

公園施設の使用料

(単位:円)

種別	使用料	
	単位	金額
観客席	一回(一時間以内)	1,300

<算出方法>

諸経費(維持管理費+減価償却費)÷利用可能回数(コマ)

府中の森公園サッカー場観客席の整備に伴う都立公園条例の一部改正について

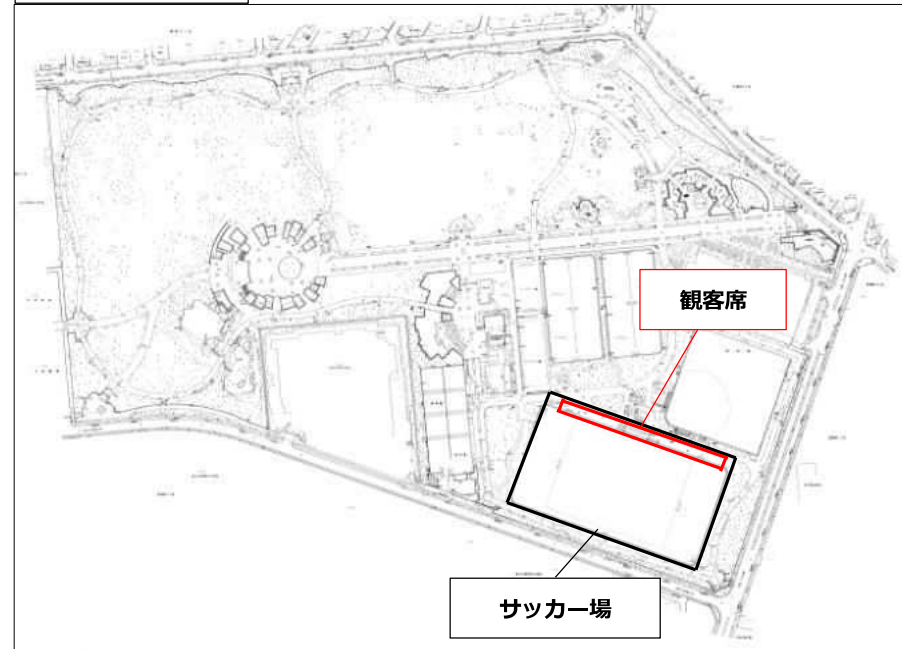
令和6年1月
公園緑地部公園課

案内図

○府中の森公園



観客席 位置図



東京都霊園条例の一部改正について

1 改正の目的

令和6年度予算編成方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、霊園の使用料等を改定する（前回改定：令和5年4月1日施行）。

2 改正の概要

(1) 使用料〔埋蔵施設（一般等、合葬等）、収蔵施設（長期等）〕対象28項目

- 一般等埋蔵施設の使用料は、各霊園の近傍類似の墓地永代使用料等をもとに算定。
- 合葬埋蔵施設、収蔵施設の使用料は、固定資産税評価額、建物価格及び維持管理経費等をもとに算定。

（上昇12項目）

例：一般埋蔵施設（青山霊園）

2,893千円 → 2,970千円/㎡（改定倍率1.027）

（下落16項目）

例：合葬埋蔵施設（多磨霊園）

64千円 → 60千円/体（改定倍率0.938）

(2) 管理料〔埋蔵施設（一般、芝生、壁）、収蔵施設（長期）〕対象4項目

- 施設の維持管理経費をもとに算定。

（上昇2項目）

一般埋蔵施設

年730円 → 年750円/㎡（改定倍率1.027）

（下落2項目）

例：長期収蔵施設（多磨霊園みたま堂）第1種（6体用）

年5,170円 → 年5,020円/箇所（改定倍率0.971）

(3) 手数料〔使用許可証承継交付、使用許可証再交付〕対象2項目

- 交付等に伴う必要経費をもとに算定。

（上昇1項目）

使用許可証再交付手数料

1,100円 → 1,200円/回（改定倍率1.091）

【東京都霊園条例】改定予定料金一覧（R6.4.1改定予定）

■ = 新設 ■ = 料金上昇 ■ = 料金下落 ■ = 据置 ■ = 廃止

規定	種別(単位)	霊園名	現行料金	改定予定料金	改定倍率	備考		
12条	別表2 使用料	一般埋蔵施設(円/㎡)	1	青山	2,893,000	2,970,000	1.027	
		2	谷中	1,809,000	1,761,000	0.973		
		3	雑司ヶ谷	2,008,000	2,025,000	1.008		
		4	染井	1,683,000	1,623,000	0.964		
		5	多磨	923,000	922,000	0.999		
		6	八柱	201,000	205,000	1.020		
		7	小平	876,000	844,000	0.963		
		芝生理蔵施設(円/㎡)	8	多磨	940,000	953,000	1.014	
		9	八柱	218,000	236,000	1.083		
		10	小平	893,000	876,000	0.981		
		11	八王子	308,000	322,000	1.045		
		小型芝生理蔵施設(円/㎡)	12	小平	929,000	899,000	0.968	
		壁型埋蔵施設(円/箇所)	13	多磨	1,682,000	1,683,000	1.001	
		14	八柱	600,000	608,000	1.013		
		15	小平	1,612,000	1,567,000	0.972		
		立体埋蔵施設(円/箇所)	16	青山	874,000	895,000	1.024	
		17	谷中	545,000	516,000	0.947		
		18	染井	628,000	597,000	0.951		
		合葬埋蔵施設(円/体)	19	多磨	64,000	60,000	0.938	
		20	八柱	125,000	117,000	0.936		
		21	小平	87,000	81,000	0.931		
		樹林型合葬埋蔵施設(円/体)	22	多磨	88,000	91,000	1.034	新規貸付施設(3号基)
		23	小平	130,000	126,000	0.969		
		樹木型合葬埋蔵施設(円/体)	24	小平	191,000	187,000	0.979	
		長期収蔵施設(円/箇所/30年)	25		215,000	201,000	0.935	
		短期収蔵施設(円/箇所/5年)	26		151,000	161,000	1.066	
		一時収蔵施設(円/箇所/年)	27		1,400	1,300	0.929	
		式場(崇祖堂)(円/回/2H)	28		6,400	6,600	1.031	
13条	別表3 管理料	一般埋蔵施設(円/㎡/年)	1		730	750	1.027	
		芝生・小型芝生理蔵施設(円/㎡/年)	2		920	930	1.011	
		壁型埋蔵施設(円/箇所/年)	3		3,070	2,920	0.951	
		長期収蔵施設(円/箇所/年)	4		5,170	5,020	0.971	
24条		土地使用料(円/㎡/月)	1		2,292	2,537	1.107	
26条	別表4 手数料	使用許可証承継交付(円/件)	1		1,800	(現行のとおり)	-	調査の結果、金額変動なし
		使用許可証再交付(円/件)	2		1,100	1,200	1.091	

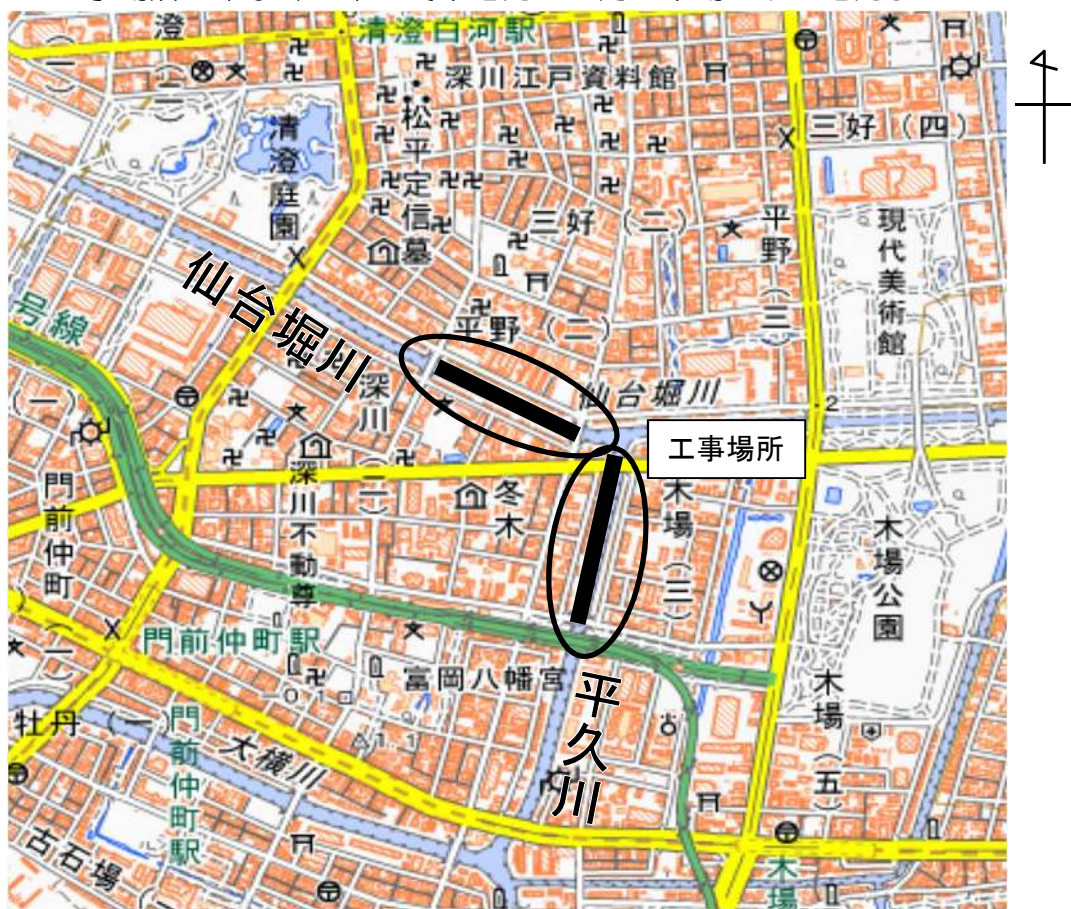
件名	平久川護岸耐震補強工事(その6)及び仙台堀川護岸耐震補強工事(その9)
工事場所	東京都江東区冬木地内から同区木場二丁目地内まで
契約の相手方	新日本工業株式会社
契約金額	1,810,600,000円(164,600,000円)(93.76%) 予定価格 1,931,150,100円(175,559,100円)
工期	令和8年2月27日まで
契約方法	一般競争入札(技術実績評価型総合評価方式)
工事概要	<p>工事施工延長 L=617.3m(河心) 平久川 L=379.9m(河心) 仙台堀川 L=237.4m(河心) 河川土工 一式 地盤改良工 9,633㎡ コンクリート増厚工 1,123.1m せん断補強工 2,920箇所 撤去・復旧工 一式 仮設工 一式</p>
提案理由	東京都江東区冬木地内から同区木場二丁目地内までにおいて、平久川護岸耐震補強工事(その6)及び仙台堀川護岸耐震補強工事(その9)を施行する必要がある。

(注)契約金額欄中、()書きは、取引に係る消費税及び地方消費税の額を内書きしたものである。

平久川護岸耐震補強工事(その6)及び仙台堀川護岸耐震補強工事(その9)

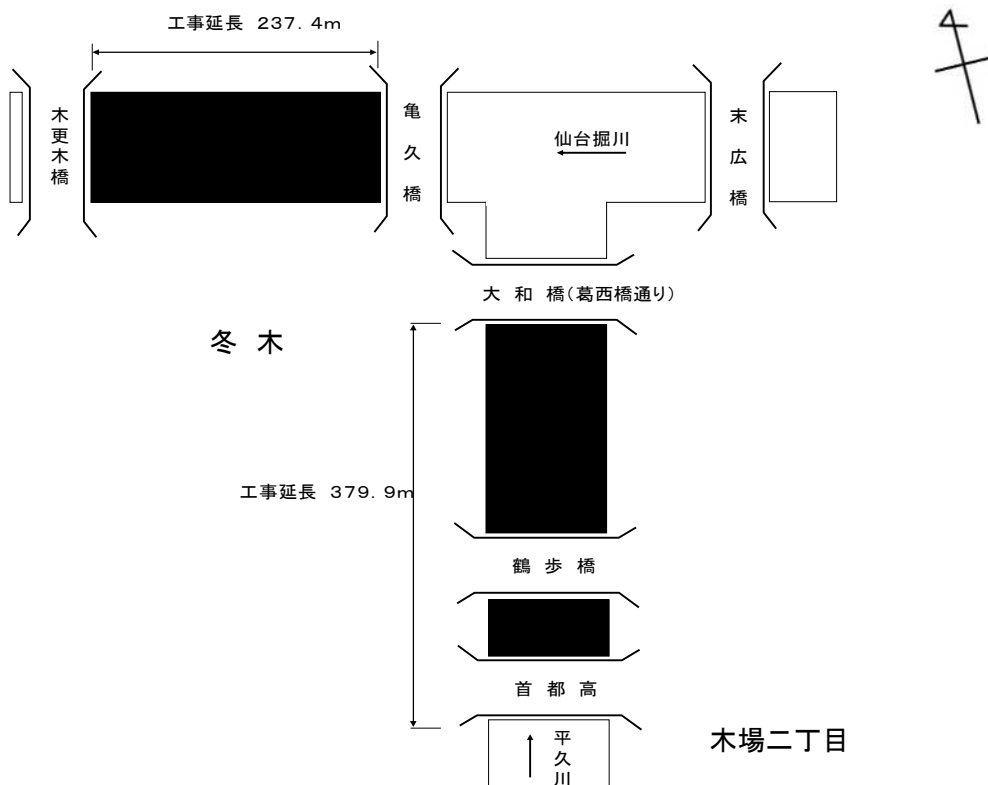
案内図

工事場所：東京都江東区冬木地内から同区木場二丁目地内まで



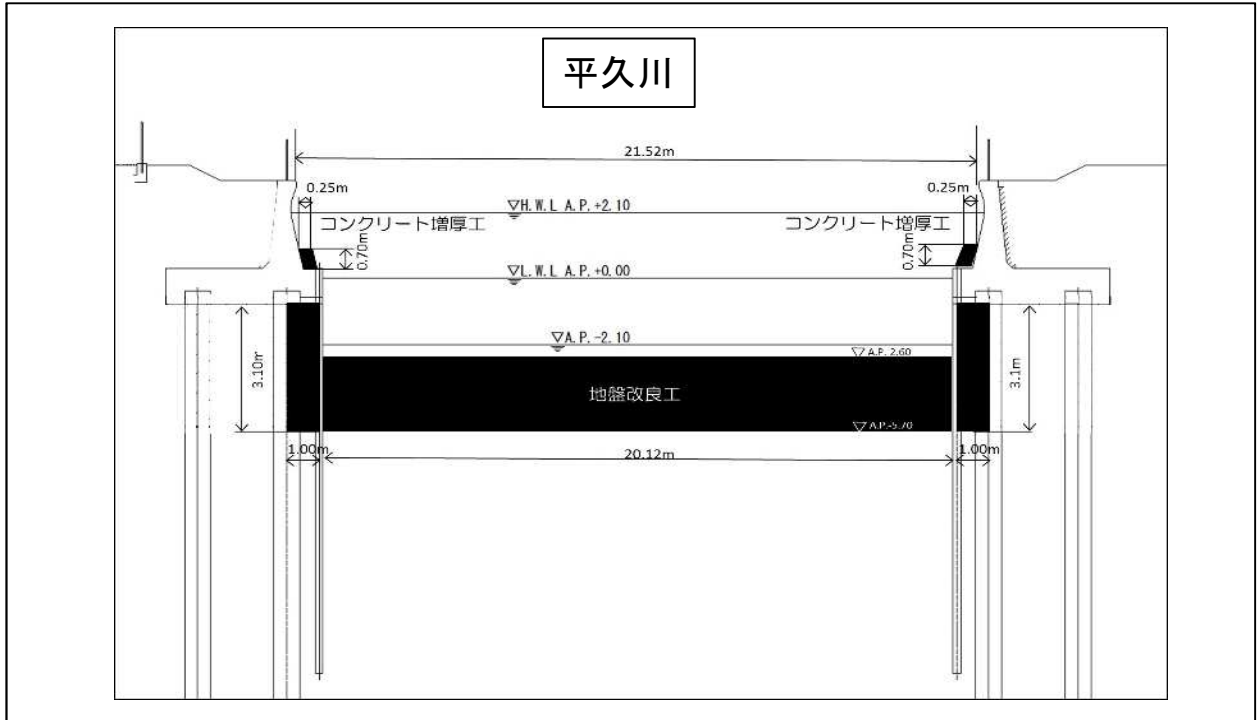
出典：国土地理院

平面図

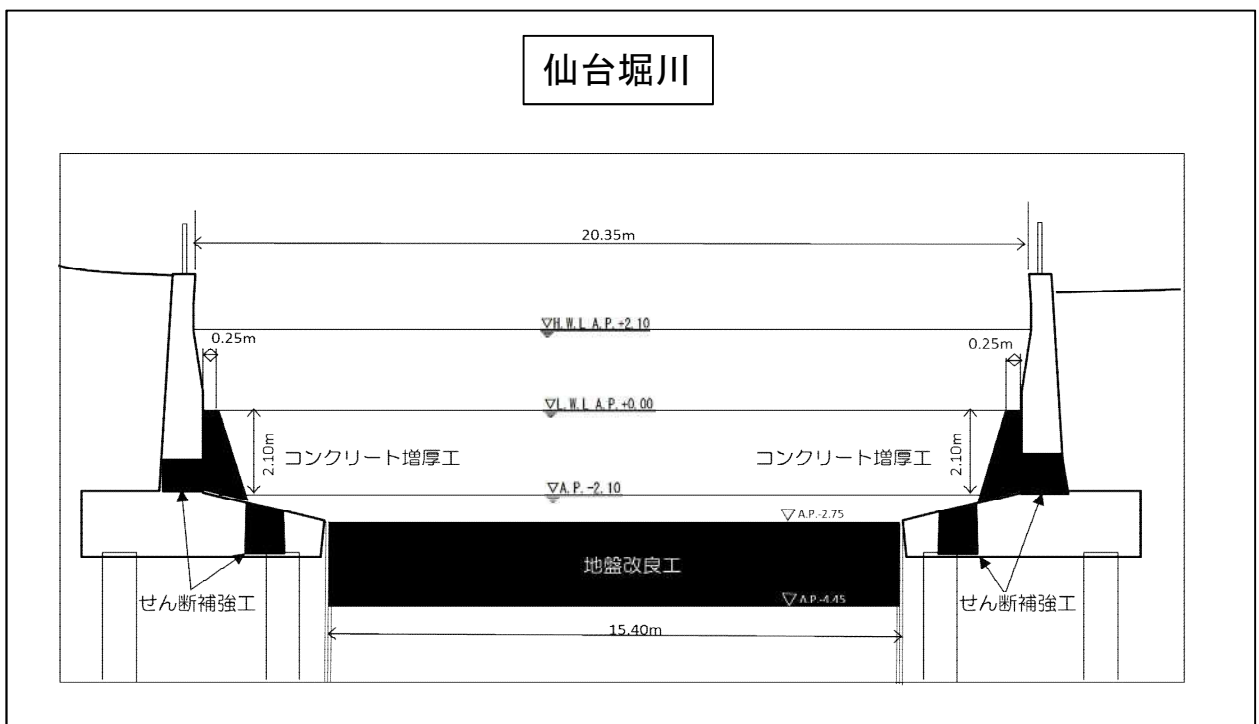


平久川護岸耐震補強工事(その6)及び仙台堀川護岸耐震補強工事(その9)

①標準断面図



②標準断面図



平久川護岸耐震補強工事（その6）及び仙台堀川護岸耐震補強工事（その9）

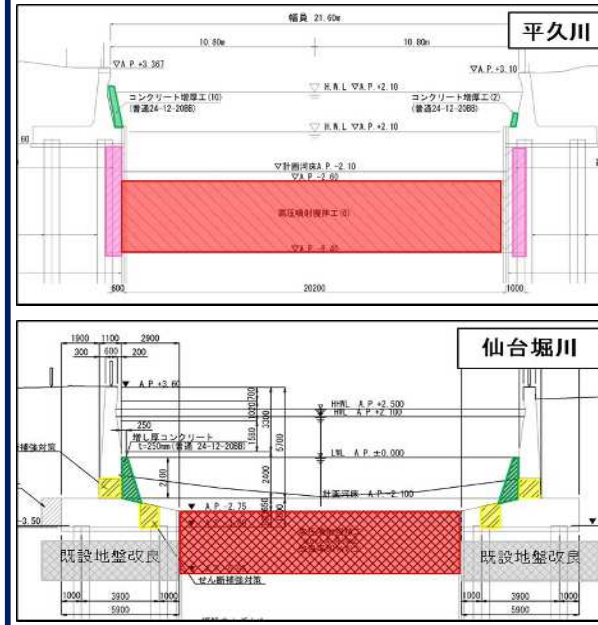
案内図



工事概要

工 事 件 名	平久川護岸耐震補強工事（その6） 及び仙台堀川護岸耐震補強工事（その9）
工 事 場 所	東京都江東区冬木地内から同区木場二丁目地内まで
工 期	契約確定の日の翌日～令和8年2月27日
概 要	工事延長 L=617.3m
	平久川 L=379.9m
	河川土工 一式
	地盤改良工 6,220㎡
	コンクリート増厚工 649.1m
	せん断補強工 83箇所
	撤去・復旧工 一式
	仮設工 一式
	仙台堀川 L=237.4m
	河川土工 一式
予 定 価 格	事後公表
	入札方式 一般競争入札（技術実績評価型）
	地盤改良工 3,413㎡
	コンクリート増厚工 474.0m
	せん断補強工 2,837箇所
撤去工 一式	
仮設工 一式	

標準断面図



- 凡例
- : 高圧噴射搅拌工
 - : せん断補強工
 - : コンクリート増厚工

位置図



施工イメージ



件名	呑川新橋下部工事(5二一放17呑川)
工事場所	東京都大田区大森南一丁目地内から同区東糀谷一丁目地内まで
契約の相手方	松井建設株式会社
契約金額	1,199,000,000円(109,000,000円)(97.34%) 予定価格 1,231,819,600円(111,983,600円)
工期	令和9年1月13日まで
契約方法	一般競争入札(技術実績評価型総合評価方式)
工事概要	橋台工 既製杭工(鋼管杭) 18本 橋台躯体工 1基 橋台撤去工 既設橋台撤去工 一式 既設護岸撤去工 一式 道路改良工 乗入れ舗装工 102㎡ 歩道舗装工 303㎡ 区道舗装工 184㎡ プレキャスト擁壁 12.0m 地盤改良工 136.2㎡ 薬液注入工 47.83㎡ 仮設工 一式
提案理由	東京都大田区大森南一丁目地内から同区東糀谷一丁目地内にかけて、呑川新橋下部工事(5二一放17呑川)を施行する必要がある。

(注) 契約金額欄中、()書きは取引に係る消費税及び地方消費税の額を内書きしたものである。

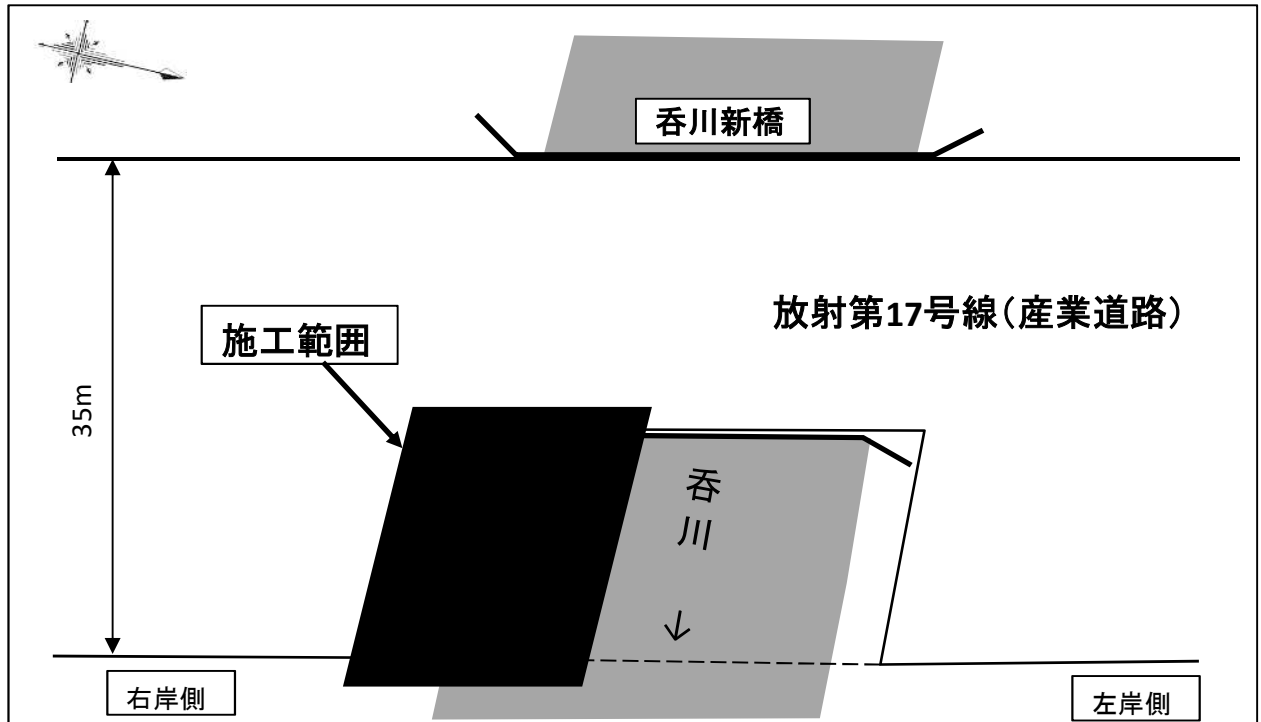
件名 呑川新橋下部工事(5二一放17呑川)

案内図

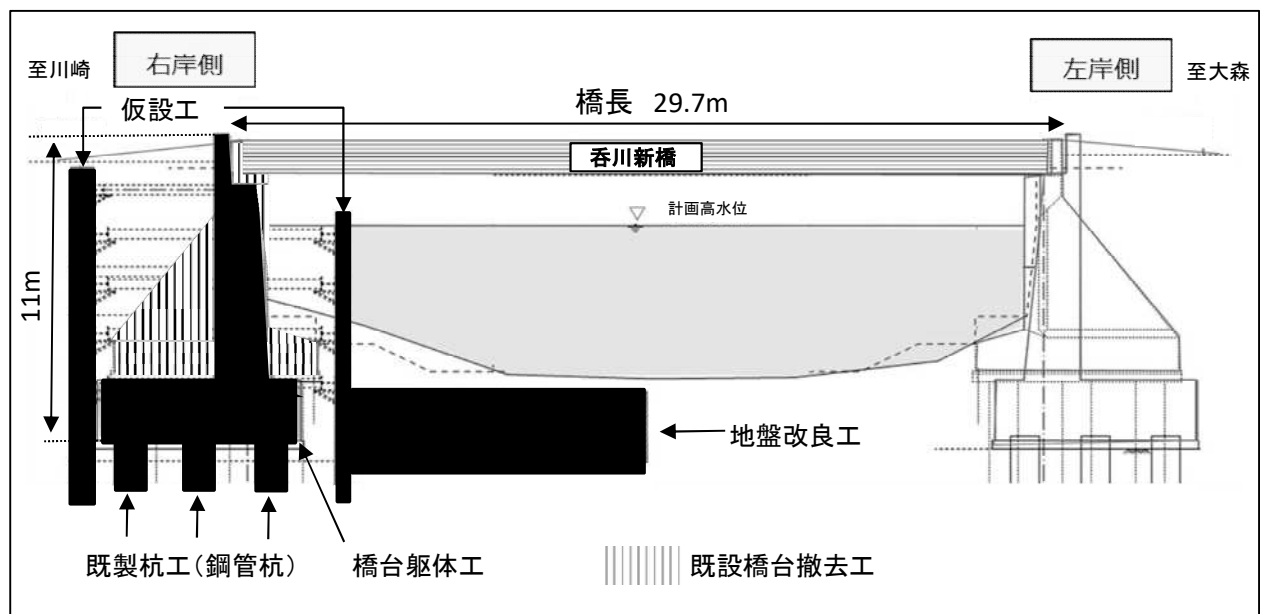


件名 呑川新橋下部工事(5二一放17呑川)

平面図



標準断面図



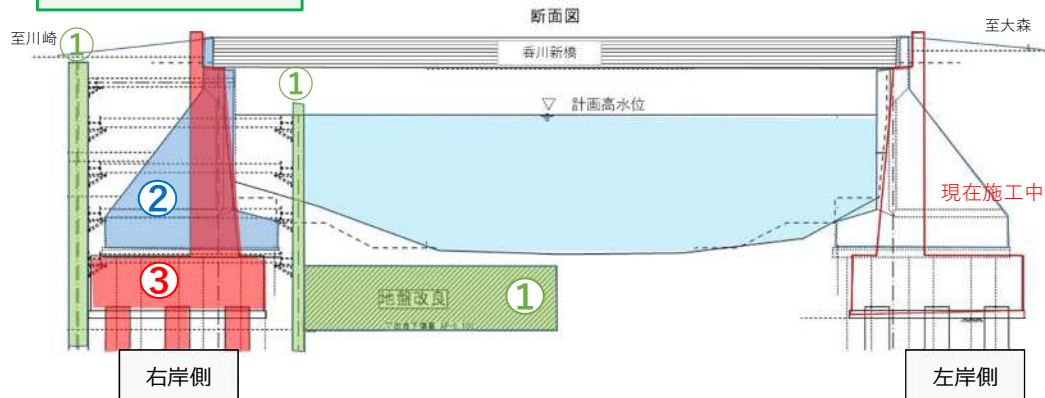
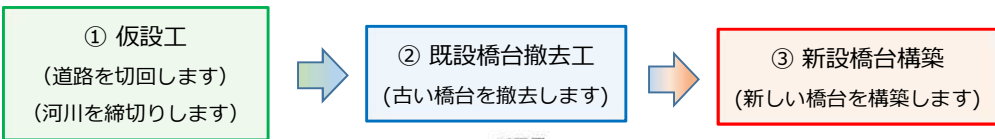
呑川新橋下部工事（5二-放17呑川）

(1) 工事概要

施工場所：大田区大森南一丁目から 同区東糀谷一丁目まで 工期：令和6年3月 ～令和9年1月（予定） 業種：一般土木	設計内容：鋼管杭工（鋼管杭）18本 橋台躯体工 1基 既設橋台撤去工 一式 既設護岸撤去工 一式 乗入舗装工 102㎡ 歩道舗装工 303㎡	区道舗装工 184㎡ プレキャスト擁壁 12.0m 地盤改良工 136.2㎡ 薬液注入工 47.83㎡ 仮設工 一式
---	---	--



(2) 施工概要



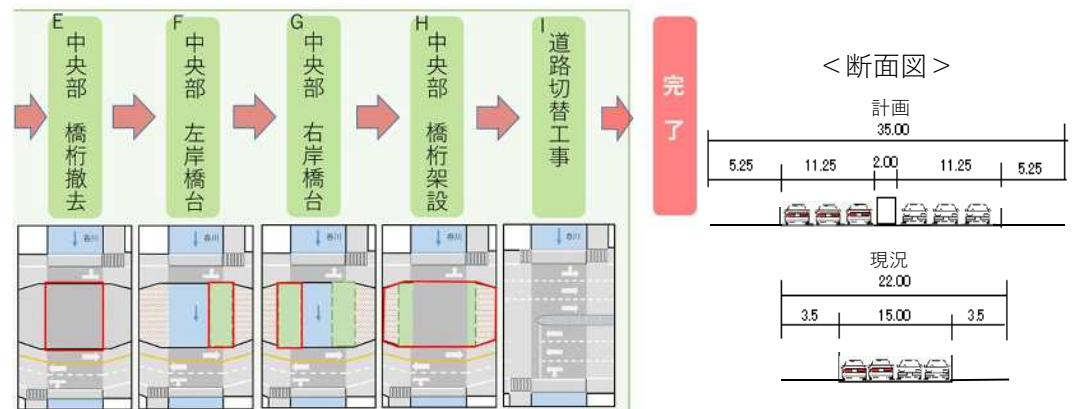
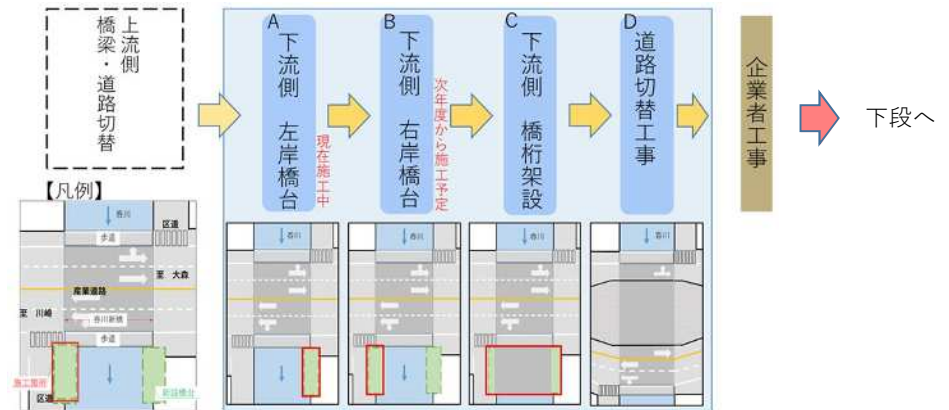
(3) 工事予定表（予定）

工事	令和6年度												令和7年度												令和8年度											
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
① 仮設工	[Green bars]												[Green bars]												[Green bars]											
② 既設橋台撤去工													[Blue bars]																							
③ 新設橋台構築																									[Red bars]											

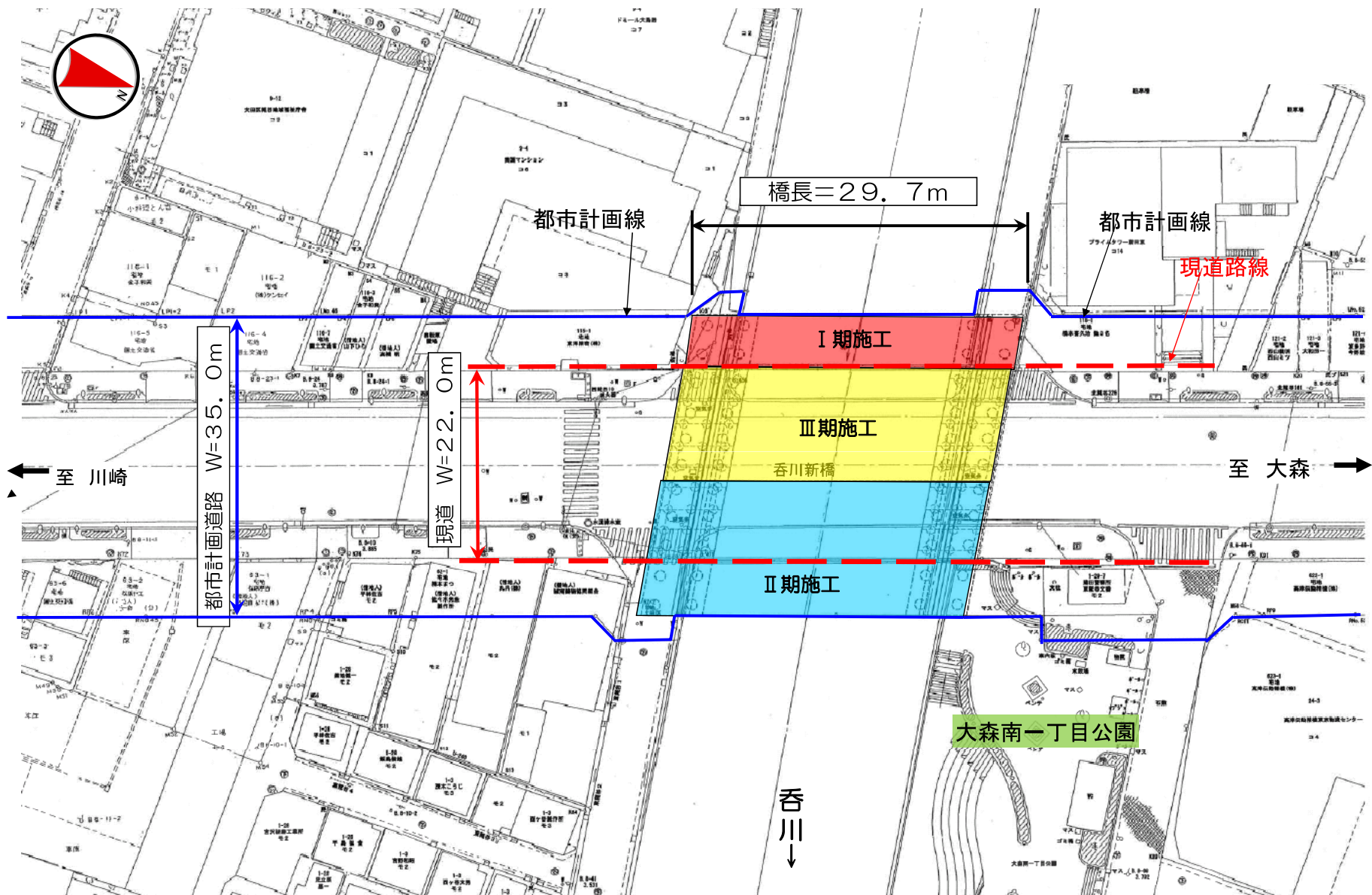
凡例
 ←→ 夜間通行止め期間
 ←→ 終日通行止め期間

※現場状況等により工程が変わる可能性があります。

(4) 施工ステップ（予定）



放射第17号線 呑川新橋 施工ステップ図



事件案 1

令和6年度の連続立体交差事業の実施に伴う費用の関係特別区・市の負担について

(1) 提案理由

東京都が施行する連続立体交差事業の実施に伴う令和6年度の費用について、関係特別区・市の負担すべき金額の限度額を定める必要がある。

(2) 根拠法令

地方財政法第27条第1項、第2項 ※

(3) 関係特別区・市の負担限度額

(単位:千円)

特別区・市名	鉄 道 名	箇 所	R6年度の主な施行内容 (予定)	負担限度額
1 港区	京浜急行電鉄本線	泉岳寺駅新馬場駅間	仮設工事	1,670,887
2 品川区	京浜急行電鉄本線	泉岳寺駅新馬場駅間	仮設工事	895,681
3 品川区	東急電鉄大井町線	戸越公園駅付近	詳細設計	82,350
4 世田谷区	京王電鉄京王線	笹塚駅仙川駅間	高架橋工事	1,853,294
5 渋谷区	京王電鉄京王線	笹塚駅仙川駅間	高架橋工事	71,073
6 中野区	西武鉄道新宿線	中井駅野方駅間	仮設工事	1,176,000
7 杉並区	京王電鉄京王線	笹塚駅仙川駅間	高架橋工事	163,667
8 杉並区	西武鉄道新宿線	井荻駅西武柳沢駅間	用地取得	23,424
9 北区	東日本旅客鉄道赤羽線	十条駅付近	用地取得	6,815
10 板橋区	東武鉄道東上本線	大山駅付近	用地取得	134,226
11 練馬区	西武鉄道新宿線	井荻駅西武柳沢駅間	用地取得	73,370
12 葛飾区	京成電鉄押上線	四ツ木駅青砥駅間	仮線工事	130,658
13 東村山市	西武鉄道新宿線、 同国分寺線及び同西武園線	東村山駅付近	高架橋工事	1,268,844
14 西東京市	西武鉄道新宿線	井荻駅西武柳沢駅間	用地取得	20,364

事件案 2

令和5年度の連続立体交差事業の実施に伴う費用の関係特別区・市の負担の変更について

(1) 提案理由

東京都が施行する連続立体交差事業の実施に伴う令和5年度の費用について、関係特別区・市の負担すべき金額の限度額(令和5年3月24日議決)を改める必要がある。

(2) 根拠法令

地方財政法第27条第1項、第2項 ※

(3) 関係特別区・市の負担限度額

(単位:千円)

特別区・市名	鉄 道 名	箇 所	R5年度の主な施行内容	負担限度額
1 世田谷区	京王電鉄京王線	笹塚駅仙川駅間	高架橋工事	1,042,106
2 渋谷区	京王電鉄京王線	笹塚駅仙川駅間	高架橋工事	39,964
3 杉並区	京王電鉄京王線	笹塚駅仙川駅間	高架橋工事	92,030
4 葛飾区	京成電鉄押上線	四ツ木駅青砥駅間	仮線工事	139,224
5 東村山市	西武鉄道新宿線、 同国分寺線及び同西武園線	東村山駅付近	高架橋工事	1,243,035

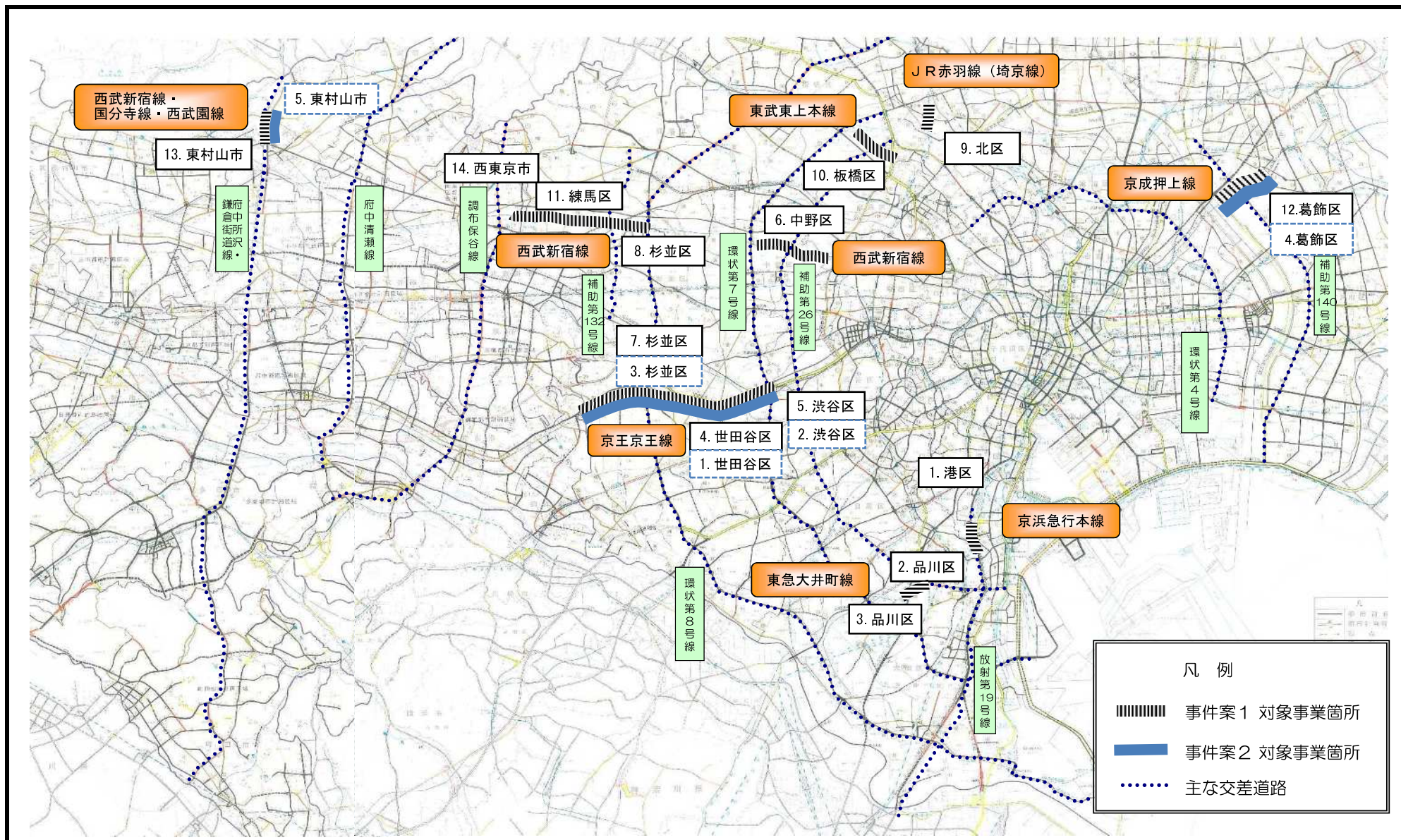
※【参考】 地方財政法（昭和23年法律第109号）

第27条 都道府県が行う土木その他の建設事業（高等学校の施設の建設事業を除く。）でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。

2 前項の経費について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない。

令和6年第一回東京都議会定例会付議案件（連続立体交差事業関連）

- 事件案1 令和6年度の連続立体交差事業の実施に伴う費用の関係特別区・市の負担について** (10区2市・7路線9箇所)
事件案2 令和5年度の連続立体交差事業の実施に伴う費用の関係特別区・市の負担の変更について (4区1市・3路線3箇所)



事件案の概要

(首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について)

1 提案理由

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、首都高速道路株式会社が国土交通大臣に対し、高速道路事業に係る変更の許可申請を行うに当たり、同条第7項において準用する同条第3項により同会社から同意を求められた。

ついては、同条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、議案を提出するものである。

2 変更同意申請の主な内容

今回の変更同意申請の主な内容については、以下のとおりである。

<料金の徴収期間>

○平成26年以降の定期点検等により新たに必要性が判明した更新事業の財源確保のため、令和4年7月30日までの徴収期間を令和5年3月20日まで延長する。

<改築に係る工事の内容>

○都道首都高速1号線（新京橋連結路（仮称））

- ・首都高速道路日本橋区間の地下化に伴い必要となる大型車の環状交通機能を確保するため、都心環状線と八重洲線を地下で結ぶ連結路を新たに整備する。

首都高速道路事業の仕組み

国土交通大臣

許可必要項目（道路整備特別措置法3⑥）

- ・ 高速道路の路線名
- ・ 新設又は改築に係る工事の内容
- ・ 料金の額及びその徴収期間

赤字：今回同意

議会の議決

法3④

道路管理者の同意

法3③

同意

同意申請

事業許可申請

事業許可

独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構

高速道路資産の保有
債務返済

協定

首都高速道路
株式会社

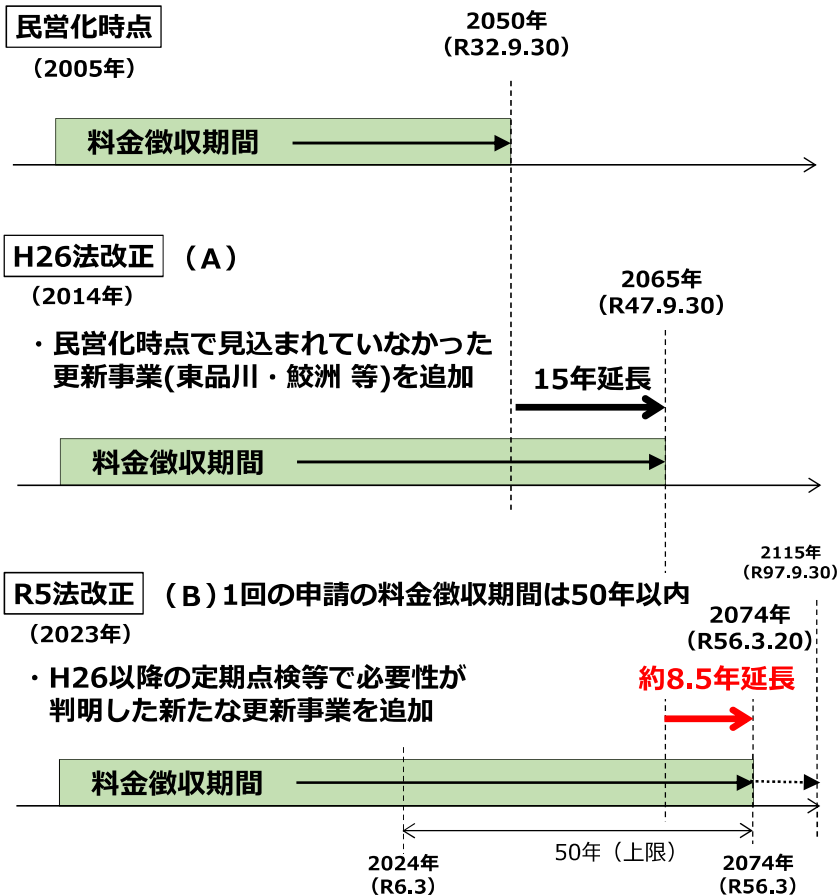
高速道路の建設・管理
料金徴収

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について（R6一定付議予定）

① 料金徴収期間の延長

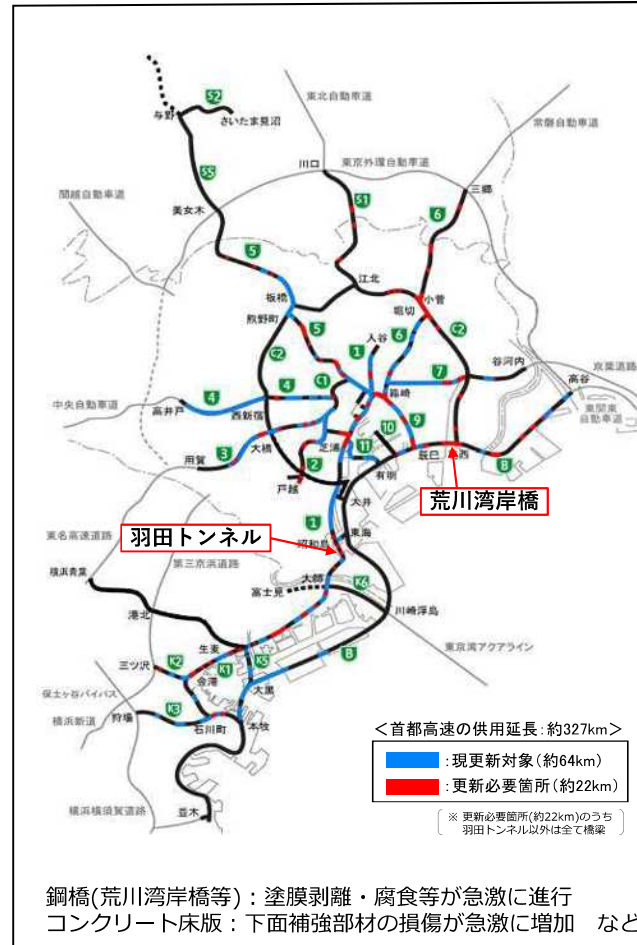
- 首都高では、劣化の著しい約64kmで更新事業を実施するため、2014(H26)に料金徴収期間を15年延長。（A）
- 一方、その後の定期点検等の結果、**従来の知見にない損傷メカニズム**や**想定を上回る損傷**が判明。（**新たな更新需要**）
- 2023(R5)年5月の法改正を踏まえ、新たな更新需要の財源確保のため、**料金徴収期間を約8.5年延長**する。（B）

■ 料金徴収期間の延長（財源の確保）



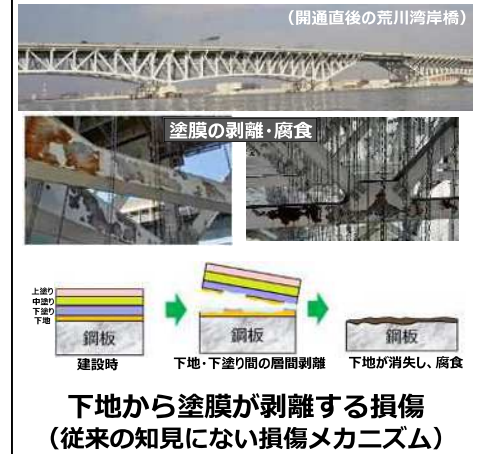
⇒ **更新事業費(約3,000億円)**の財源を確保するため、**料金徴収期間を約8.5年延長**（世代間の負担の平準化）

■ 新たに必要となった更新需要

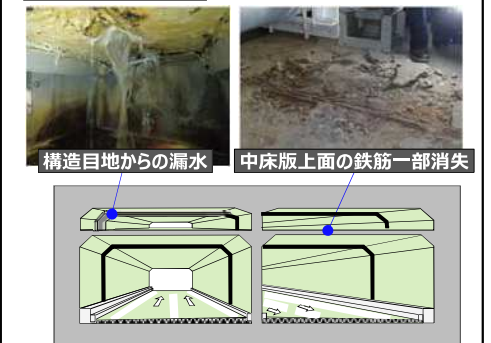


⇒ 新たに更新が必要な箇所(約22km)において対策として約3,000億円の事業費が必要

荒川湾岸橋



羽田トンネル



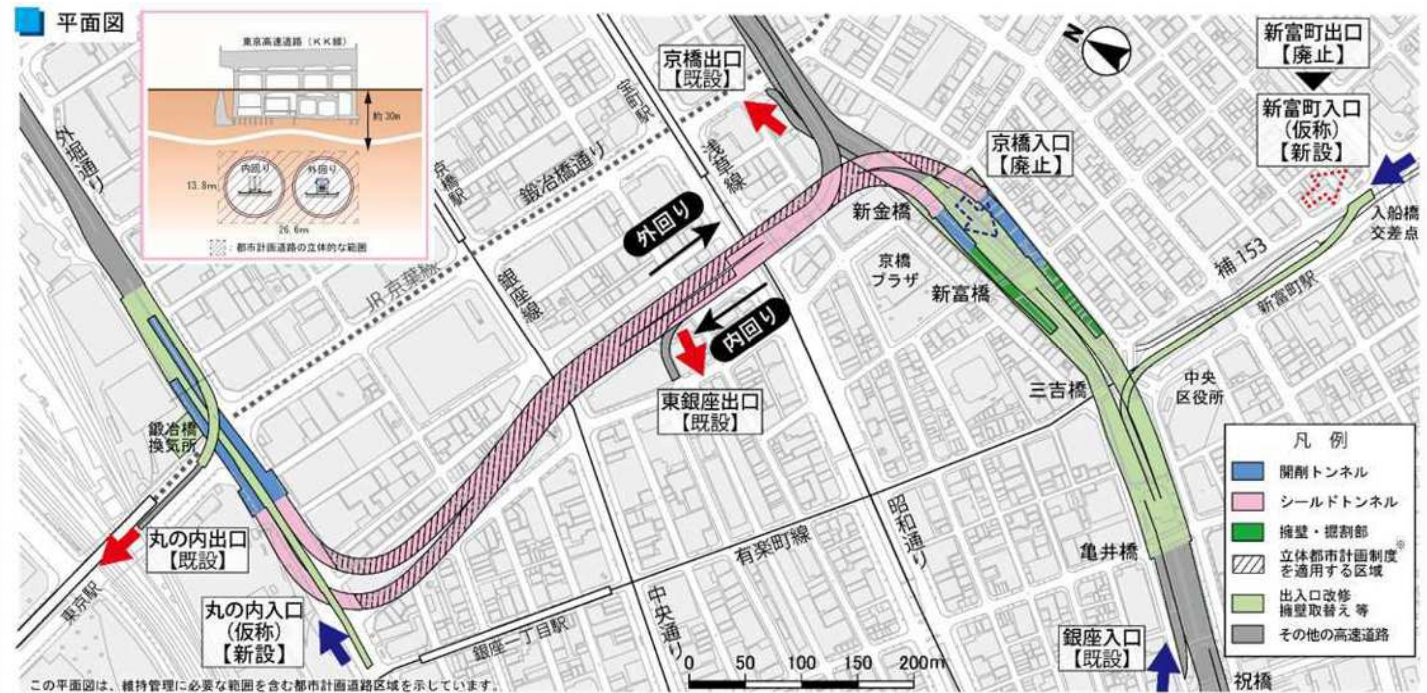
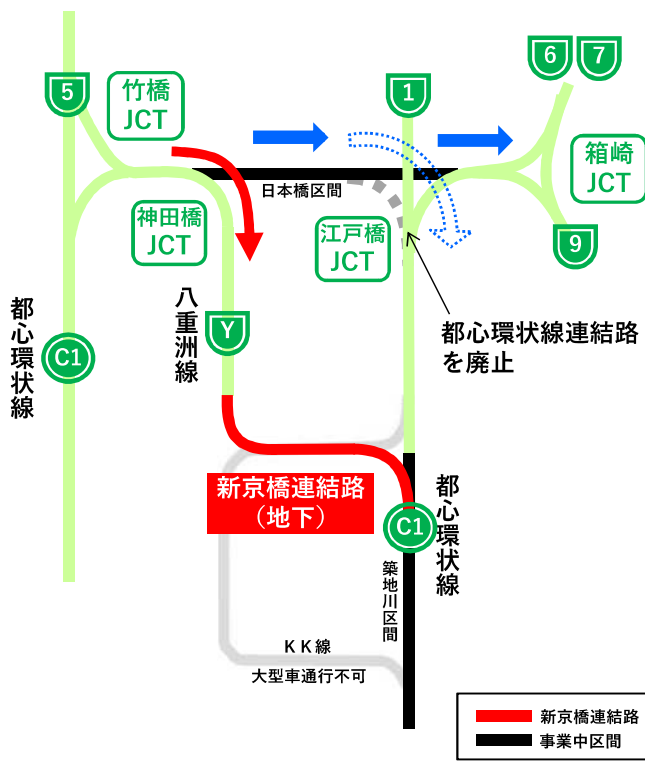
首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について（R6一定付議予定）

②都道首都高速1号線（改築）（新京橋連結路（仮称））

■事業概要

- 事業目的：日本橋区間の地下化を契機に都心環状線ルートを変更
従来はKK線区間は大型車通行不可のため、新たに都心環状線を地下で結ぶ連結路を新設する
- 事業区間：中央区新富二丁目～中央区八重洲二丁目（延長約1.1km）
- 事業期間：2024（R6）～2035（R17）年度（予定）※日本橋区間地下化の工事工程に合わせて実施
- 事業方式：公共事業と有料道路事業による施行方式
- 工事予算：**有料道路事業（首都高）：1,160億円** + 公共事業（街路事業：東京都）

■大型車交通の環状機能確保



整理番号	1
------	---

請願番号	請願5 第19号		
件名	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業に関する請願		
受理年月日	令和5年10月4日	付託年月日	令和5年12月13日
請願者	渋谷区 葛西臨海水族園の長寿命化を考える会 代表 横河 健		
紹介議員	里吉 ゆみ 議員 原 純子 議員 曾根 はじめ 議員 上田 令子 議員 漢人 あきこ 議員		
要旨	<p>都において、都の政策である「未来の東京」戦略における推進プロジェクトにうたわれているサステナブル・リカバリー、緑溢れる東京プロジェクト及び東京グリーンビズに基づき、都民をはじめ多くの人々の願いをかなえるため、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業について、次のことを実現していただきたい。</p> <p>1 計画を進めるに当たり、次のとおり事業者を指導すること。必要であれば、事業契約書にのっとり、計画の補正を命ずること。</p> <p>(1) 要求水準書及び東京における自然の保護と回復に関する条例にのっとり、損なわれる自然を最小限にとどめるため、葛西臨海水族園北側の約1,400本の既存樹木について、伐採や移植が最小限となる計画とすること。</p> <p>(2) 自然の保護と回復に自ら努め、現在の水族園の敷地全体の樹木や土壌などを含む既存の景観と自然環境を最大限守ること。</p> <p>(3) 既存の淡水生物館について、CO2削減のため、解体撤去することなく利活用するとともに、流れ周辺の敷地北側の樹林を既存施設及び展示造形と共に利活用するよう計画を見直すこと。</p> <p>(4) 既存本館とその周辺及び葛西臨海公園全体と調和するよう計画を見直すこと。</p> <p>(5) 「新施設は、樹木の伐採を最小限とするため、芝生広場を中心に建設する」という都の方針にのっとり、新施設の建設範囲を北側の約1,400本の樹林の南側で、芝生広場の範囲から極力逸脱しない領域とし、水族園全体の景観と調和するよう全体配置計画を見直すこと。</p>		

	<p>2 計画について、都民の理解と賛同が得られるよう、事業契約書第10条にのっとり、事業者が所定の期限内に都に提出し承認された施設整備業務に係る計画書等を都民に公表すること。特に、設計や工事に関わる基本計画、基本設計、実施設計の計画概要、配置図、全体パース、それぞれの工期、既存樹木の伐採・移植の開始時期、既存の淡水生物館が解体撤去されるのであればその着工時期などが記載された全体工程表、既存樹木の伐採・移植計画などを遅滞なく公表すること。</p>
<p>現在の状況</p>	<p>新施設は、既存施設の老朽化等に対応するため、新たに整備するものであり、自然との共存をコンセプトに、既存施設と連携しながら建設することとしている。</p> <p>新施設の整備においては、芝生広場を中心に建設し、既存樹木への影響を極力減らすとともに、周辺環境との調和にも配慮することとしている。</p> <p>計画敷地内の樹木のうち、支障となる樹木については、可能な限り伐採ではなく移植するよう、現在、新施設の設計を進めている。</p> <p>淡水生物館については、新施設の本館内において淡水生物に関する展示を行うこととしており現在の施設を保全する予定はない。</p> <p>事業の主な内容については、事業の進捗に合わせ適切に公表することとしている。</p>

件名	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業に関する請願		
番号 付託委員会	5第 19号 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 5年10月 4日	郵便番号	151-0053
住所・氏名	<div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%;"></div> 葛西臨海水族園の長寿命化を考える会 代表 横河 健		
紹介議員	里吉 ゆみ君 上田 令子君	原 純子君 漢人あきこ君	曾根はじめ君
（願 意） 都において、都の政策である「未来の東京」戦略における推進プロジェクトにうたわ れているサステナブル・リカバリー、緑溢れる東京プロジェクト及び東京グリーンビズ に基づき、都民をはじめ多くの人々の願いをかなえるため、葛西臨海水族園（仮称）整 備等事業について、次のことを実現していただきたい。 1 計画を進めるに当たり、次のとおり事業者を指導すること。必要であれば、事業契 約書にのっとり、計画の補正を命ずること。 （1）要求水準書及び東京における自然の保護と回復に関する条例にのっとり、損なわ れる自然を最小限にとどめるため、葛西臨海水族園北側の約1,400本の既存樹木につ いて、伐採や移植が最小限となる計画とすること。 （2）自然の保護と回復に自ら努め、現在の水族園の敷地全体の樹木や土壌などを含む 既存の景観と自然環境を最大限守ること。 （3）既存の淡水生物館について、CO2削減のため、解体撤去することなく利活用す るとともに、流れ周辺の敷地北側の樹林を既存施設及び展示造形と共に利活用する よう計画を見直すこと。 （4）既存本館とその周辺及び葛西臨海公園全体と調和するよう計画を見直すこと。 （5）「新施設は、樹木の伐採を最小限とするため、芝生広場を中心に建設する」とい う都の方針にのっとり、新施設の建設範囲を北側の約1,400本の樹林の南側で、芝生 広場の範囲から極力逸脱しない領域とし、水族園全体の景観と調和するよう全体配 置計画を見直すこと。 2 計画について、都民の理解と賛同が得られるよう、事業契約書第10条にのっとり、 事業者が所定の期限内に都に提出し承認された施設整備業務に係る計画書等を都民に 公表すること。特に、設計や工事に関わる基本計画、基本設計、実施設計の計画概要、			

配置図、全体パース、それぞれの工期、既存樹木の伐採・移植の開始時期、既存の淡水生物館が解体撤去されるのであればその着工時期などが記載された全体工程表、既存樹木の伐採・移植計画などを遅滞なく公表すること。

(理 由)

葛西臨海水族園の現在の姿、景観、既存施設、樹林や流れを含めた生態系や自然環境は、都民の貴重な財産であり、将来の子供たちに残すべき重要な文化財である。よって、自然と調和した総合的な環境をいかした整備計画を実現すべきである。

日本の高度経済成長期に地盤沈下や廃棄物の投棄などによって著しく汚染されていた葛西臨海地区の土地の自然を取り戻すため、都は1970年代に土砂で埋立てを行い、1980年代半ばから葛西臨海公園の整備を始めた。

葛西臨海水族園においては、都が指名した建築家である谷口吉生氏の設計により水族園の敷地全体のデザインの調和が図られ、本館、ゲート棟、淡水生物館、広場などの施設及び流れなどの景観整備が行われた。

その後、34年余りを経て約1,400本を含む樹木は森となり、本館、淡水生物館及び展示造形物を含め、人工的に作られた環境は、生物多様性に満ちた、世界に誇るべき環境再生モデルとなった。

現水族園では、奥多摩の溪流から東京湾を経て小笠原の海、更に七つの海へと壮大な世界を網羅する展示が敷地全体を使って計画された。その森と溪流を破壊することは、葛西臨海水族園の成り立ちのデザインを大きく毀損することになる。

新施設の計画を進めるに当たり、現在の調和のある建築と自然が生み出す美しい景観及び自然環境を安易に破壊することなく、更に調和した環境整備に努める必要がある。

都は、株式会社東京シアトリエと契約した葛西臨海水族園（仮称）整備等事業について、事業者決定から1年を経てもいまだ配置計画を公表していない。東京都技監は、新施設は芝生広場を中心に建設すると説明していたが、令和5年の環境・建設委員会において、施設計画範囲の樹木の本数が約1,400本であることが明らかになった。支障となる樹木については「共生の杜」を整備するために活用するとされているが、事業者が作成した鳥瞰（ちょうかん）図から推測すると、このままではほとんどが移植困難なものとして伐採される可能性がある。

約1,400本の樹木はそれだけで生育しているのではなく、土壌や、下草、低木、中木、高木とそこに生息する生物全てが一つの生態系として成立しているのであり、その生態系を根こそぎ破壊する計画は自然と共存したものとは言えない。サステナブル・リカバリーや緑溢れる東京プロジェクトにそぐわないばかりでなく、東京における自然の保護と回復に関する条例に都が違反することにもなる。

また、深さ約60メートルの地盤に達する40本の杭に支えられている淡水生物館に

ついて、葛西臨海水族園のあり方検討会、葛西臨海水族園事業計画検討会及び都議会において保全計画や解体撤去の議論が一切ないまま、事業者の提案により多量の廃棄物とCO₂を排出する解体撤去の方針を決めたようであるが、正式な発表はいまだにない。保全活用へ見直す必要がある。

令和5年8月に都が発表した東京グリーンビズでは、東京の緑を「まもる」「増やし・つなぐ」「活かす」取組の強化により、都市の緑化や生物多様性の保全などを推進し、自然と調和した持続可能な都市へと進化させていく、100年先を見据えた“みどりと生きるまちづくり”が始まるなどとうたわれている。埋立地で草も生えていない荒地だった1989年からこれまでの34年を超える時と共に成長し、育成された植物、土壌、整えられた生態系、環境や景観をゼロに戻してから始めるのではなく、「まもる」「活かす」、そして更に豊かな環境へと未来に「増やし・つなぐ」よう整備計画を発展的に見直し、事業者との協働により100年先につなぐ整備事業を進めるべきである。

整 理 番 号	2
---------	---

陳 情 番 号	陳情5 第84号		
件 名	葛西臨海公園の樹木の保全に関する陳情		
受 理 年 月 日	令和5年11月8日	付 託 年 月 日	令和5年12月13日
陳 情 者	江戸川区 江戸川大気汚染をなくす会 会長 宮澤 圀寛		
要 旨	都において、葛西臨海公園の緑豊かな樹木を伐採せず、保全していただきたい。		
現 在 の 状 況	<p>葛西臨海水族園の新施設は、既存施設の老朽化等に対応するため、新たに整備するものであり、自然との共存をコンセプトに、既存施設と連携しながら建設することとしている。</p> <p>新施設の整備においては、芝生広場を中心に建設し、既存樹木への影響を極力減らすとともに、周辺環境との調和にも配慮することとしている。</p> <p>計画敷地内の樹木のうち、支障となる樹木については、可能な限り伐採ではなく移植するよう、現在、新施設の設計を進めている。</p>		

件名	葛西臨海公園の樹林の保全に関する陳情		
番号 付託委員会	5第 84号 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 5年11月 8日	郵便番号	134-0085
住所・氏名	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 江戸川大気汚染をなくす会 会長 宮澤 罔 寛		
<p>(願 意)</p> <p>都において、葛西臨海公園の緑豊かな樹林を伐採せず、保全していただきたい。</p> <p>(理 由)</p> <p>都は、葛西臨海水族園の建替計画を発表した。計画では、現水族園の本館北側約1万3,000平方メートルの土地に新施設を建設するとしている。</p> <p>しかし、新たな建物の敷地とされる場所の一部には、30年掛けて植生された緑豊かな約1,400本の樹木がある。この樹林は、緑豊かな憩いの森として、広く都民に親しまれてきた。また、東京湾岸部を通行する自動車、船舶及び航空機から排出される大気汚染物質（PM2.5、NO2等）や気候汚染物質（CO2）などを浄化する、人間や生態系にとっての命綱である。</p> <p>東京都気候変動適応計画では、緑の創出・保全策として、「公園樹林の快適性・安全性向上のため、公園ごとの特性に応じた適切な維持管理を推進します。また、街路樹の効率的な維持管理などにより、緑の質の向上を図ります。」としている。</p> <p>かけがえのない緑地である樹林帯を伐採し、消滅させる行為は、人類の生存を危うくする地球温暖化にもつながると言わざるを得ない。葛西臨海公園の樹林を伐採することには断固反対である。</p>			

整理番号	3
------	---

陳情番号	陳情5 第91号		
件名	西武新宿線（野方駅から井荻駅付近）の連続立体交差事業に関する陳情		
受理年月日	令和5年11月24日	付託年月日	令和5年12月13日
陳情者	中野区 西武新宿線地下化を求める連絡会 代表 小林 千枝子 外1,778人		
要旨	都において、西武新宿線（野方駅から井荻駅付近）の連続立体交差事業について、複線シールド工法による地下化を検討していただきたい。		
現在の状況	<p>本区間には、補助第133号線などと交差する16箇所の踏切があり、そのうち13箇所が開かずの踏切のため、慢性的な交通渋滞や地域の分断が生じている。</p> <p>都は、連続立体交差事業調査を行い、平成29年4月に国から着工準備採択を受け、構造形式や施工方法の検討を進めてきた。</p> <p>一方、中野区においても野方駅周辺のまちづくりや鉄道立体化の範囲を検討しており、その検討内容について、区と意見交換を行っている。</p> <p>引き続き、地元区や鉄道事業者と連携しながら、鉄道周辺の地形などの地形的条件、除却する踏切の数などの計画的条件、事業費などの事業的条件の三条件により、構造形式を比較するなど検討を深度化していく。</p>		

件名	西武新宿線（野方駅から井荻駅付近）の連続立体交差事業に関する陳情		
番号 付託委員会	5第 91号 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 5年11月24日	郵便番号	165-0033
住所・氏名	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em; margin-bottom: 5px;"></div> 西武新宿線地下化を求める連絡会 代表 小林 千枝子 外1, 778人		
<p>（願 意）</p> <p>都において、西武新宿線（野方駅から井荻駅付近）の連続立体交差事業について、複線シールド工法による地下化を検討していただきたい。</p> <p>（理 由）</p> <p>連続立体交差事業について、複線シールド工法によって地下化すれば、現行の線路幅を超えない範囲で施工が可能となり、立ち退きが少なく、事業の早期実現が可能である。</p> <p>また、鉄道跡地の上部空間は、緑の保全や防災避難通路など、まちづくりに広く活用することが可能である。</p> <p>さらに、複線シールド工法は、都内では都営地下鉄大江戸線や東京メトロ副都心線などで多数の施工実績があり、横浜市でも相模鉄道本線鶴ヶ峰駅周辺の連続立体交差事業で同工法による地下化に着工している。</p> <p>都は、事業の早期実現とより良いまちづくりのため、野方駅から井荻駅付近の連続立体交差事業について、複線シールド工法による地下化を検討すべきである。</p>			

整 理 番 号	4
---------	---

陳 情 番 号	陳情5 第100号		
件 名	東京都都市計画河川第8号善福寺川の手続における住民への周知と対応に関する陳情		
受 理 年 月 日	令和5年12月18日	付 託 年 月 日	令和5年12月19日
陳 情 者	杉並区 善福寺川流域の自然と暮らしを守る会 代表 鈴木 敦 悠		
要 旨	(願 意) 都において、東京都都市計画河川第8号善福寺川（善福寺川上流調節池（仮称））（以下「本計画」という。）の今後の手続について、住民への周知を徹底し、住民の声を聴いた上で丁寧に対応していただきたい。		
現 在 の 状 況	<p>善福寺川は、杉並区にある善福寺池を源として杉並区内を西から東に流れ、中野区との区境で神田川に合流する、延長約10.5kmの都市計画河川である。</p> <p>本河川では、平成17年9月の集中豪雨による大規模な浸水被害をはじめ、平成26年7月や令和5年6月にも荻窪地区で溢水による浸水被害が発生しており、早期の対策が求められている。</p> <p>都は、善福寺川上流域の浸水被害の軽減を図ることを目的として、平成28年3月に改定した神田川流域河川整備計画において、善福寺川上流部に調節池の整備を位置付けた。</p> <p>令和5年3月には、同計画を改定し、この調節池を原寺分橋から関根橋、関根橋から界橋、神通橋から尾崎橋の3か所から洪水を取り込む施設とした。整備計画の改定にあたってはパブリックコメントを実施し、広く都民の意見を聴取してきた。</p> <p>本陳情の対象となっている東京都都市計画河川第8号善福寺川（善福寺川上流調節池（仮称））については、都市計画変更の素案説明会を令和5年8月に計4回、地元の小中学校等で実施した。</p> <p>説明会の開催に先立ち令和5年8月1日の杉並区報にお知らせを掲載し、あわせて立坑やトンネルルート周辺、川沿いにお住まいの方へ説明会のお知らせ約13,000部を各戸配布した。</p> <p>また、説明会後には、都のホームページに当日の配布資料に説明内容を付したものと、音声入りの説明動画を公開している。</p> <p>さらに、集合形式やオープンハウス形式の説明会をこれまでに6回開催し、加えて電話や対面による個別説明を行い、事業への理解の促進を図り、あわせて住民の意見や要望を聞いている。</p> <p>引き続き、事業説明会や工事説明会など様々な機会を捉えて住民に説明していくことで、地元の声に耳を傾け、住民の理解促進に努め、着実に事業を推進していく。</p>		

件名	東京都市計画河川第8号善福寺川の手續における住民への周知と対応に関する陳情		
番号 付託委員会	5第100号 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 5年12月18日	郵便番号	166-0016
住所・氏名	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 善福寺川流域の自然と暮らしを守る会 代表 鈴木 敦 悠		
<p>(願 意)</p> <p>都において、東京都市計画河川第8号善福寺川（善福寺川上流調節池（仮称））（以下「本計画」という。）の今後の手續について、住民への周知を徹底し、住民の声を聴いた上で丁寧に対応していただきたい。</p> <p>(理 由)</p> <p>本計画は、関根文化公園、原寺分橋付近、善福寺川緑地内のロケット公園の3か所を地下40メートルまで掘削し、善福寺川、女子大通り、青梅街道、環状8号線、五日市街道の下を通る直径9メートルの地下トンネルでつなぎ、調節池とする計画である。地下トンネルの掘削にはシールド工法が用いられ、上記の3か所には取水口と排水口を管理する施設が建設される予定である。</p> <p>本計画を実行するために、原寺分橋周辺では、20軒以上の住宅が立ち退きとなり、貴重な湧水も失われる。関根文化公園では、樹木と共に近隣の子供たちの唯一の遊び場が重大な影響を受ける。善福寺川緑地内のロケット公園では、地域でも有名なプラタナスの大木群が伐採され、住民の憩いの場と子供たちの遊び場が奪われる。また、この3か所は住宅地に隣接しているため、10年以上掛かる大規模な工事により、住民への騒音や振動の被害が予想される。さらに、シールド工法による工事では陥没事故等が発生しており、地下トンネルの建設地域全体が工事の影響を受ける可能性がある。</p> <p>このように、本計画は住民の暮らしに大きな影響を与えるにもかかわらず、多くの住民は本計画についてほとんど知らない。そのため、住民の呼び掛けにより、住民への周知と説明会を求める署名が2,302筆（オンライン署名10,591筆）集まり、令和5年11月28日に都知事宛てに提出された。</p> <p>善福寺川周辺の住民は、過去に何度も氾濫被害があったことに心を痛めており、治水の重要性を痛感している。一方で、水害対策のための立ち退きや、調節池及びその管理施設の建設工事などが、住環境や自然環境に重大な影響を与えないか懸念している。</p>			

そのため、平成17年9月の豪雨後に都及び杉並区が積み重ねた水害対策に加え、令和2年から国土交通省により進められている流域治水プロジェクトに基づき、河川流域全体の関係者が協働する「流域治水」への転換を進めることが必要である。具体的には、グリーンインフラの整備、透水性舗装や浸透ますの拡充、下水方式の変更、武蔵野市から流入する下水の調整等、自然と人への負荷の少ない施策を、住民参画の下で検討する必要がある。しかし、これらが本計画において検討されたかどうかの説明はない。

本計画が住民の生活と健康に多大な影響を与えるにもかかわらず、都からの周辺住民への周知や説明は不十分である。私たち善福寺川上流域の住民は、本計画の進めらるるに当たって、都と住民の丁寧な対話が必要であると考えている。